

今年 10 月から介護保険施設などの

居住費・食費が自己負担になります

1 今年 10 月より、つぎの介護サービスについて居住費・食費が自己負担になります。

- (1) 介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設）
- (2) ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）
- (3) 通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア）

2 見直しの内容

- (1) 居住費（ショートステイの場合は滞在費）：居室は、多床室（相部屋）・従来型個室・ユニット型準個室・ユニット型個室の4つに区分されます。多床室については光熱水費相当が、従来型個室・ユニット型準個室・ユニット型個室については部屋料と光熱水費相当が自己負担になります。
- (2) 食費：食材料費と調理費相当が自己負担になります。

3 介護保険施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）及び軽減措置について

世帯全員が町民税非課税の方や生活保護を受けておられる方等の場合は、負担限度額認定申請をすることにより、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

【基準表】

（単位：万円）

対象者	利用者負担段階	居住費（居住の種類により異なる）				食費	
		多床室	従来型個室	ユニット型準個室	ユニット型個室		
生活保護受給者 世帯全員が町民税非課税者	第1段階	0	① 1.0 ② 1.5	1.5	2.5	+	1.0
	第2段階	1.0	① 1.3 ② 1.5	1.5	2.5	+	1.2
	第3段階	1.0	① 2.5 ② 4.0	4.0	5.0	+	2.0
上記以外の方	第4段階	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額はつぎのとおりです。				+	4.2
		1.0	① 3.5 ② 5.0	5.0	6.0		

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。

※②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。

※利用者のご負担は居住費・食費のほか、介護保険サービスの1割負担があります。その他、施設によっては日常生活費、特別な室料（特別な食事）がかかる場合があります。

4 デイサービス（通所介護）、デイケア（通所リハビリテーション）の食費の負担額について
 現行の介護保険サービスの1割負担に加え、食費が自己負担になります。

食費（食材料費と調理費相当）については、施設との契約により設定されます。

5 高額介護サービス費の変更について

現在、利用者負担として1割をご負担いただいておりますが、この1割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻される仕組み（高額介護サービス費の支給）があります。

今年10月のサービス分から利用者負担第2段階の方については、この負担額の上限が下がります。

現行 24,600円/月 ➡ 今年10月分からは 15,000円/月 ※在宅・施設共通。

お問い合わせ先：福祉保健課介護保険室 ☎ 9-3535